



1年ほど前から自分の氏名をブランド名として商品を販売してきましたが、やっと少しずつ販売実績が出てきました。そこで、このブランド名の商標登録を検討していたところ、知人から氏名を含む商標は登録することができないといわれました。本当に登録できないのでしょうか。

(千葉県 S. S)



1. はじめに

ファッションを中心としたさまざまな業界で、創業者やデザイナーの氏名をブランド名として採用するケースがよく見られます。

ただし、現行の商標法（以下、現行法）において他人の氏名を含む商標は、その他人の承諾を得なければ、たとえ自分の氏名であったとしても登録できません（4条1項8号）。

現時点でご自身の氏名の商標（以下、本件商標）を出願されたとしても、同じ氏名を持つ人全員の承諾を得ることができる場合や、同じ氏名の人が他にいないといった特殊な場合を除いて拒絶されてしまうため、その登録の可能性は低いといわざるを得ないでしょう。そのため、「氏名を含む商標は登録することができない」という知人の指摘に誤りはないと思われます。

しかし、法改正により他人の氏名を含む商標について登録が認められる可能性が出てきました。

2. 法改正の内容について

現行法では、構成中に氏名を含む商標は、同名の他人がいればその全ての

他人の承諾を得ることがないかぎり4条1項8号に該当し、拒絶されることとなっています。

同号は人格的利益の保護を目的として制定されたものですが、この規定のために創業者やデザイナー等の氏名を今後ブランド名として採用する者だけでなく、既に周知・著名となっているブランドまでも商標権による保護を適切に受けられないこととなり、その点が問題視されていました。

一方、欧米諸国を見ますと、他人の氏名を含む商標についての拒絶理由は存在しているものの、その他人の氏名に一定の知名度を要するといった要件が課されているなどの対応がなされています。

こうした状況を踏まえ、わが国においても4条1項8号の趣旨を変えることなく、出願人の商標登録を受ける利益と、他人の氏名に係る人格的利益との調整方法を見直すことを目的に法改正が行われました。

具体的には、下記の改正後の条文のように登録要件が緩和され、同号の対象となる「他人の氏名」が使用商品等の分野において周知の氏名に限定されることとなります。

【改正商標法4条1項8号】

（下線は改正があった主な箇所）

「他人の肖像若しくは他人の氏名（商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名に限る。）若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）又は他人の氏名を含む商標であつて、政令で定める要件に該当しないもの」

なお、「政令で定める要件に該当しないもの」の具体的な内容については明らかになっていませんが、出願人の事情（出願することに正当な理由がある場合など）に関するものが規定されると考えられています。

本改正法の施行時期は、今回の「不正競争防止法等の一部を改正する法律」の公布日（2023年6月14日）から1年以内の見込みです。

3. おわりに

本件商標は上記改正法が施行されると登録の可能性が出てくるので、弁理士に相談のうえ時期を見て出願することをお勧めします。